

磯 町 第 240 号
令和 4 年 3 月 24 日

大磯町自治基本条例町民委員会
委員長 殿

大磯町長 中崎 久雄

諮 問 書

大磯町自治基本条例第 29 条に基づき、貴会に次の事項について諮問します。

記

大磯町自治基本条例が大磯町にふさわしいものであり続けているかどうか等の検討及び見直しについて

事務担当は、町民福祉部町民課町民協働係